

群馬県営業時間短縮等要請協力金（飲食店・8/7～9/12 要請分） に関するよくある質問

「緊急事態措置」（8/20～9/12）に係る内容について掲載しています。

目次

【1 要請内容について】	1
Q1-1. 要請の根拠は？	1
Q1-2. まん延防止等重点措置から緊急事態措置になったが、主な変更点は？	1
Q1-3. 緊急事態措置での休業（営業時間の短縮）要請の期間はいつからいつまでか？	1
Q1-4. 休業（営業時間の短縮）要請の対象となる店舗は？	2
Q1-5. 通常午後8時以降も営業している飲食店は、酒類又はカラオケ設備の提供をしなければ、休業しなくてよいか？	2
Q1-6. 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、通常の営業時間が午後8時までであっても要請の対象となるのか。	2
Q1-7. 緊急事態措置に伴って、カラオケ店に対してはどのような要請がかかるのか？	2
Q1-8. お客によるお酒の持ち込みは、酒類の提供にはあたらないか？	2
Q1-9. ホテルにテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は要請の対象か？	3
Q1-10. 結婚式場、その他葬儀場などのセレモニーホールは休業（時短）要請の対象か？	3
Q1-11. ノンアルコールのビールやカクテルの提供は、「酒類の提供」に含まれるか？	3
Q1-12. 午後8時までの営業時間の短縮は、具体的にどのような状態か？	3
Q1-13. 緊急事態措置での要請は強制的なものか。罰則等はあるのか？	3
Q1-14. 今回の休業（時短）の要請は誰に対して行っているのか？	4
Q1-15. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で休業（時短）しなければならないのか？ ...	4

Q1-16. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店は、休業（時短）要請の対象か？	4
.....	4
【2 協力金について】	4
Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？	4
Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？	5
Q2-3. 大企業も支給対象となるか？	5
Q2-4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？	5
Q2-5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？	5
Q2-6. 協力金の支給額はいくらか？	6
Q2-7. 早期支給を既に受けたが、本申請の支給額はどのようになるのか？	7
Q2-8. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？	7
Q2-9. 要請の全期間について協力しなければ、協力金の対象とならないのか？	7
Q2-10. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？	8
Q2-11. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？	8
Q2-12. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？	8
Q2-13. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？	8
Q2-14. 通常午後8時以降も営業している飲食店が、時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？	8
Q2-15. 開店して間もないため、前年の売上がない。1日あたり売上高はどのように算定するか？	8
Q2-16. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？	8
Q2-17. これまで協力金の対象となっていなかった通常午前5時から午後8時までの間に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等も協力金の対象となるか？	9
Q2-18. 通常午前5時から午後8時までの間に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店等も協力金の対象となるか？	9
Q2-19. 店内営業を取りやめ、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象となるか？	9

Q2-20. カラオケ店は休業しないと協力金の対象とならないのか？	9
Q2-21. 協力金の申請の中で、酒類の提供を取りやめたことをどのように確認するのか？	9
【3 申請方法・申請書類について】	9
Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこか？	9
Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？	10
Q3-3. 早期支給の申請を行えば、その後の申請は行う必要はないのか？	10
Q3-4. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？	10
Q3-5. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？	11
Q3-6. 内観写真は何を撮影すればよいか？	11
Q3-7. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するか？	11
Q3-8. 申請書類はどこで手に入るか？	11
Q3-9. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？	11
Q3-10. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？	11
【4 審査・支給について】	12
Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるか？	12
Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？	12
【5 その他】	12
Q5-1. 協力金は課税対象か？	12
Q5-2. 時短営業（休業）の実施状況をどのように確認するのか？	12

【1 要請内容について】

Q1-1. 要請の根拠は？

- A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものです。
令和3年8月20日（金）～9月12日（日）【緊急事態措置】…第45条第2項

(参考)

- 令和3年8月7日（土）…第24条第9項【県独自の時短要請】
令和3年8月8日（日）～8月19日（木）【まん延防止等重点措置】
…第24条第9項及び第31条の6第1項

Q1-2. まん延防止等重点措置から緊急事態措置になったが、主な変更点は？

主な相違点は以下のとおりです。

	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
対象地域	(重点措置区域) 20市町村 (その他区域) 15市町村	県内全域 (35市町村)
要請期間	8/8～8/19 (12日間)	8/20～9/12 (24日間)
飲食店等	【対象施設】 ・飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している次の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く） 飲食店、喫茶店、遊興施設等（スナック、バー、カラオケボックス等） 【要請内容】 (重点措置区域) ・午後8時から午前5時までの営業自粛（酒類の提供は終日自粛） ・カラオケ設備の利用を終日自粛（飲食を主たる業としている店舗のみ） ・感染防止対策の実施 (その他区域) ・午後8時から午前5時までの営業自粛（酒類の提供は午前11時から午後7時まで） ・カラオケ設備の利用を終日自粛（飲食を主たる業としている店舗のみ） ・感染防止対策の実施	【対象施設】 ・飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている次の店舗 飲食店、喫茶店、遊興施設等、結婚式場（スナック、バー等） ・カラオケ店（飲食店営業許可を受けていない店舗を含む） 【要請内容】 ・酒類の提供又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業 ※酒類の提供（利用者による持ち込みを含む）及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合は、午後8時から午前5時までの営業自粛 ・上記以外の飲食店は、午後8時から午前5時までの営業自粛 ・感染防止対策の実施

※措置内容の詳細は、県HP (https://www.pref.gunma.jp/05/kk01_00040.html) を参照ください。

Q1-3. 緊急事態措置での休業（営業時間の短縮）要請の期間はいつからいつまでか？

- A. 令和3年8月20日（金）午前0時（0:00）から9月12日（日）午後12時（24:00）までです。

Q1-4. 休業（営業時間の短縮）要請の対象となる店舗は？

- A. 緊急事態措置での対象店舗は次のとおりです。
- ・飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている次の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く）
飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店、遊興施設等（スナック、バー等）、結婚式場
 - ・カラオケ店（飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）

コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業は対象外です。

また、ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設についても対象外です。

Q1-5. 通常午後8時以降も営業している飲食店は、酒類又はカラオケ設備の提供をしなければ、休業しなくてよいか？

ば、休業しなくてよいか？

- A. 要請期間中、酒類の提供（利用者による酒類の店内への持ち込みを含む）とカラオケ設備の提供を取りやめる場合には、休業要請の対象とはなりません。ただ、その場合にあっては、営業時間の短縮（午後8時まで）をお願いします。
- また、通常午後8時以降も営業し、酒類又はカラオケ設備の提供をしていない飲食店は、営業時間の短縮（午後8時まで）をお願いします。

Q1-6. 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店は、通常の営業時間が午後8時までであ

っても要請の対象となるのか。

- A. 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店については、通常の営業時間が午後8時までであっても休業要請の対象となります。（協力金の取扱いについては、Q2-17参照）
- なお、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店で、通常の営業時間が午後8時までの店舗については、要請の対象外であり、協力金も対象外です。（Q2-18参照）

Q1-7. 緊急事態措置に伴って、カラオケ店に対してはどのような要請がかかるのか？

- A. 全国的にいわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況などを考慮し、飲食店営業許可を受けていない店舗を含むカラオケ店に対して、休業（時短）を要請することとしました。
- 今回の要請は、緊急事態措置の適用に伴う新型コロナウイルス感染症対策のためのカラオケ設備の利用自粛であり、また、期間限定的なものであることをご理解いただき、県からの要請にご協力くださいますようお願いいたします。（8/24追加）

Q1-8. お客によるお酒の持ち込みは、酒類の提供にはあたらな

- A. 営業時間の短縮要請は、酒類の提供・持ち込みを行っていない店舗及びカラオケ設備の提供を行っていない店舗又は取りやめた店舗が対象です。このため、酒類の持ち込みが行われている店舗は、協力金の支給の対象外です。

Q1-9. ホテルにテナントとして入居している飲食店、ホテル・旅館の飲食場所は要請の対象か？

A. 以下の点が確認できる場合には対象となります。

- ① 飲食提供専用スペースとして明確に区分されていること
- ② 宿泊者以外の一般客の利用が可能であり、その旨を宣伝・広報等していること

Q1-10. 結婚式場、その他葬儀場などのセレモニーホールは休業（時短）要請の対象か？

A. 飲食店営業許可を受けている結婚式場は、今回の緊急事態措置（8/20～9/12）から休業・時短要請の対象となります。

なお、葬儀場等の施設については、当該施設の本来の目的で利用するお客様以外に（不特定多数の方に）も飲食を提供する場合に要請の対象となります。

例) 結婚式場 ⇒ 休業（時短）要請の対象

その他セレモニーホール

- ・葬祭等での利用者に限らず不特定多数に飲食を提供する場合 ⇒ 休業（時短）要請の対象
- 葬祭等での利用者のみで飲食を提供する場合 ⇒ 対象外

Q1-11. ノンアルコールのビールやカクテルの提供は、「酒類の提供」に含まれるか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルの提供は「酒類の提供」に含みません。

Q1-12. 午後8時までの営業時間の短縮は、具体的にどのような状態か？

A. 午後8時には閉店し、店舗内にお客様がいない状態にあることをいいます。

片付けや閉店準備のため従業員がやむを得ず残る場合を除き、午後8時までに閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q1-13. 緊急事態措置での要請は強制的なものか。罰則等はあるのか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく要請であり、「正当な理由なく」応じていただけない状態が続いた場合には、最終的に「過料」が科されることとなります。

(参考)

令和3年8月7日（土）県独自要請

⇒ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請であり、強制的な措置ではないため、罰則の定めはありませんでした。

令和3年8月8日（日）～8月19日（木）まん延防止等重点措置

・重点措置区域（20市町村（※））

⇒ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請であり、「正当な理由なく」応じていただけない状態が続いた場合には、最終的に「過料」が科されることとされていました。

・その他区域（15町村（※））

⇒ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請であり、強制的な措置ではないため、罰則の定めもありませんでした。

※まん延防止等重点措置における対象区域

(重点措置区域：20市町村)

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

(その他区域：15町村)

上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村
草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

Q1-14. 今回の休業（時短）の要請は誰に対して行っているのか？

A. 飲食店営業許可を受けている店舗は、その許可を受けた方（名義人）に対して要請を行っています。また、飲食店営業許可を受けていないカラオケ店については、施設の所有者に対して行っています。

協力金の申請にあたっては、飲食店営業許可を受けた方（名義人）、飲食店営業許可を受けていないカラオケ店については、施設の所有者が申請するようお願いします。

Q1-15. 県内に複数店舗を持つ場合、全ての店舗で休業（時短）しなければならないのか？

A. 要請対象となる全ての店舗での協力をお願いします。

Q1-16. 群馬県「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店は、休業（時短）要請の対象か？

A. 「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店にも、休業（時短）要請の対象となります。

(参考)

・令和3年8月7日（土）県独自要請

⇒ 接待を伴う飲食店を除く「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店については、営業時間の短縮を要請しましたが、適切な感染防止対策を徹底することで営業することができることとしていました。

・令和3年8月8日（日）～8月19日（木）まん延防止等重点措置

⇒ 「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店についても、営業時間短縮等の要請対象となっていました。したがって、午後8時以降の営業は自粛していただくほか、地域に応じて酒類の提供自粛等にも御協力いただくこととしていました。

【2 協力金について】

Q2-1. 協力金を支給する趣旨は何か？

A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県からの休業（時短）要請に応じていただいた事業者の皆様の協力に対して支給するものです。営業時間短縮による売上減少に伴う補償ではありません。

なお、協力金額の設定の考え方として、賃料、販促費、水道光熱費、厨房機器・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（人件費除く）をカバーできる水準として、売上高（又は売上減少額）の4割を支援するものとしています。（8/24 内容追加）

Q2-2. 個人事業主も支給対象となるか？

A. 対象となります。(中小企業と同様に扱います。)

Q2-3. 大企業も支給対象となるか？

A. 大企業も対象となります。協力金の算定方法は、売上高減少方式に限定されます。

Q2-4. いわゆるみなし大企業は、大企業に区分されるのか？

A. 中小企業基本法上にはいわゆる「みなし大企業」の規定はありませんが、本協力金の申請にあたっては、以下のいずれかに該当する企業については、大企業に区分します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

<参考> 中小企業基本法の区分

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q2-5. 大企業で売上高が減少していない場合、協力金の対象となるか？

A. 売上高が減少していない場合は、申請できません。

Q2-6. 協力金の支給額はいくらか？

A. 国の考え方にに基づき、店舗の売上額に応じて以下のとおり異なります。詳細は県ホームページをご覧ください。

● 8/20～9/12【県内全域（35市町村）】

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業	売上高方式	100,000円以下	4万円【下限】
		100,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高×0.4
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4
		500,000円超（売上高減少額）	20万円【上限】

(参考)

● 8/7【県内全域（35市町村）】 ● 8/8～8/19【その他区域（15町村）】

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	83,333円以下	2.5万円【下限】
		83,333円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× 0.3
		250,000円超	7.5万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4 又は 1日あたりの売上高×0.3の低い額
		500,000円超（売上高減少額）	20万円 又は 1日あたりの売上高×0.3の低い額

● 8/8～8/19【重点措置区域（20市町村）】 ※ 該当市町村はP3～4参照

方式区分		1日あたりの売上高	1日あたりの協力金単価
中小企業等	売上高方式	75,000円以下	3万円【下限】
		75,000円超～250,000円以下	1日あたりの売上高× 0.4
		250,000円超	10万円【上限】
大企業 (中小選択可)	売上高減少方式	500,000円以下（売上高減少額）	売上高減少額×0.4
		500,000円超（売上高減少額）	20万円【上限】

<参考例：下限額で申請する場合（8/7～9/12の全期間で協力）の協力金額>

① 1日あたりの協力金単価（売上高方式）	<重点措置区域>	<その他区域>
（8/7分：県独自要請）	2.5万円	2.5万円
（8/8～8/19分：まん延防止）	3.0万円	2.5万円
（8/20～9/12分：緊急事態）	4.0万円	4.0万円
② 37日間の要請期間での協力金支給総額	134.5万円	128.5万円
（8/7分：県独自要請）	2.5万円×1日間=2.5万円	2.5万円×1日間=2.5万円
（8/8～8/19分：まん延防止）	3.0万円×12日間=36.0万円	2.5万円×12日間=30.0万円
（8/20～9/12分：緊急事態）	4.0万円×24日間=96.0万円	4.0万円×24日間=96.0万円
③ 早期支給分を申請する場合	35.0万円 （一律（2.5万円×14日間）で積算）	
④ 要請期間終了後の本申請支給額	99.5万円	93.5万円
	（②134.5－③35.0）	（②128.5－③35.0）
	※早期支給分を申請しない場合は、②の支給総額が本申請時に支給となります。	

Q2-7. 早期支給を既に受けたが、本申請の支給額はどのようになるのか？

A. 総支給額から早期支給分（35万円/店舗）を差し引いた額となります。

Q2-8. 1日あたりの売上高はどのように計算するのか？

A. 以下のとおり計算します。

● 8月20日（金）～9月12日（日）に係る売上高

前年又は前々年の8月及び9月の売上高合計÷61日

※申請店舗における飲食事業売上高を基に、1日あたりの支給単価を計算

※定休日等の店休日も、要請に応じた日数に含む

（参考）

● 8月7日（土）～8月19日（木）に係る売上高

前年又は前々年の8月の売上高合計÷31日

※申請店舗における飲食事業売上高を基に、1日あたりの支給単価を計算

※定休日等の店休日も、要請に応じた日数に含む

Q2-9. 要請の全期間について協力しなければ、協力金の対象とならないのか？

A. 感染拡大防止のため、8月7日（土）からの県独自の時短要請から全期間にわたってご協力いただきたいところですが、今回の緊急事態措置を受け、8月20日（金）からの全期間において新たに時短（休業）に協力いただいた場合には協力金の対象となります。

ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整、その他やむを得ない事情がある場合、**8月22日（日）**までに営業時間短縮（休業）を開始した場合に、対象となります。

この場合、営業時間短縮（休業）をできなかった日数分を減額して協力金を支給します。

例）8月22日（日）午前0時（0:00）から9月12日（日）午後12時（24:00）までの間、要請に協力 ⇒ 対象となります。

8月23日（月）午前0時（0:00）から9月12日（日）午後12時（24:00）までの間、時短に協力 ⇒ 対象外です。

Q2-10. 要請期間前に臨時休業した場合は対象となるか？

A. 新型コロナウイルスの影響によらない長期的な休業と判断される場合は、県の要請に従って行う休業ではないため、協力金の対象となりません。

Q2-11. 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したことになるのか？

A. 時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q2-12. 要請期間前（又は期間中）に廃業した場合は対象となるか？

A. 全期間時短要請に応じたとは言えないため、対象外です。

Q2-13. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている場合は申請できるか？

A. 失効している場合は対象になりません。

時短営業開始日より前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して許可を得ている場合に対象となります。（遡及での協力金支給は認められませんのでご了承ください。）

Q2-14. 通常午後8時以降も営業している飲食店が、時短ではなく、営業時間を前倒しする

場合は協力金の対象となるか？

A. 通常午後8時以降も営業している飲食店が、営業時間をずらして午後8時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。（例：午後6時から午後11時までの営業を、午後3時から午後8時に変更）

Q2-15. 開店して間もないため、前年の売上がない。1日あたり売上高はどのように算定するか？

A. 新規開店特例を設けます。開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算してください。

【新規開店特例（時短要請月を基準に開店1年未満の店舗に対する特例）】

開店日から時短営業開始日の前日までの売上高を基準に、1日あたりの売上高を計算し、これを基に、1日あたりの支給額を算出

Q2-16. 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるか？

A. 適切な感染防止対策（以下参照）の実施が要請されていますので、対策を講じていただくことが支給要件となります。

申請にあたっては、当該措置が取られているかを確認できる書類（例：内観写真等）を求める予定です。（Q3-6参照）

【飲食店等の感染防止対策】

- ・ 入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導
- ・ 発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場制限
- ・ アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置
- ・ 手指消毒の徹底 ・ マスク着用の呼びかけ ・ 換気の徹底

Q2-17. これまで協力金の対象となっていなかった通常午前5時から午後8時までの間に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等も協力金の対象となるか？

- A. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、通常午前5時から午後8時までの間に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供している店舗については、休業した場合には限り協力金の対象となります。
休業せず酒類及びカラオケ設備の提供を終日停止しただけでは協力金の対象となりません。

Q2-18. 通常午前5時から午後8時までの間に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店等も協力金の対象となるか？

- A. 通常午前5時から午後8時までの時間帯に営業し、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない飲食店等は、休業した場合においても、協力金の対象となりません。

Q2-19. 店内営業を取りやめ、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象となるか？

- A. 休業要請の対象となる店舗が店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q2-20. カラオケ店は休業しないと協力金の対象とならないのか？

- A. 飲食を主たる業とするか否かにかかわらず、カラオケ設備を提供する店舗は休業（通常午後8時から午前5時までの時間帯に営業する店舗で、酒類及びカラオケ設備の提供を終日停止している場合は午前5時から午後8時までの時短営業）していただかないと協力金の対象となりません。

Q2-21. 協力金の申請の中で、酒類の提供を取りやめたことをどのように確認するのか？

- A. 申請にあたり、メニューや酒類提供を取りやめることを告知等していることが確認できる書面を提出していただきます。要請期間中に写真撮影等するなど保存しておいてください。

【3 申請方法・申請書類について】

Q3-1. 申請にあたっての相談先はどこか？

- A. 以下の相談センターへお電話でお問い合わせください。
群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター（8月23日開設）
050-5444-6096（9時から17時 平日・土日祝）

※令和3年5月8日から6月20日までの間の営業時間短縮要請協力金に係る問い合わせ先とは異なりますので、御注意ください。

Q3-2. いつ、どのように申請すればよいか？

- A. 申請受付期間は令和3年9月14日（火）から10月22日（金）までです。
オンライン申請と郵送申請の受付を行います。

なお、県独自の営業時間短縮要請（8月7日）分、まん延防止等重点措置による営業時間短縮要請（8月8日～8月19日）分及び緊急事態措置による営業時間短縮要請（8月20日～9月12日）分をまとめて受け付けます。

※ 早期支給の申請者も必ず申請が必要です。早期支給については、以下の県HPに掲載の「よくある質問」をご確認ください。

飲食店向け営業時間短縮要請協力金の早期支給について（第3弾）
https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00024.html



Q3-3. 早期支給の申請を行えば、その後の申請は行う必要はないのか？

- A. 早期支給は、協力金の一部を先払い（先渡し）するものです。残りの金額は、要請期間終了後に行っていただく本申請の審査後に支給しますので、必ず本申請を行ってください。

Q3-4. 申請にあたっては、どのような書類を準備すればよいか？

- A. 要請期間終了後の本申請については、前回（6/14～20要請）と同様に以下の添付書類が必要です。

本申請の提出書類

- ①支給申請書（様式1及び別紙）
- ②誓約書（様式2）
- ③店舗ごとの協力金支給申請額計算書（別添1～6）
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業許可（要請期間中有効なもの）の写し
- ⑤店舗の外観全体（店舗名が確認できるもの）の写真（※注1）
- ⑥店舗の内観（店内の様子及び感染防止対策を行っていることが分かるもの）の写真（※注1）
- ⑦営業時間を短縮（休業）したことがわかる書類（例：店頭ポスター、張り紙の写真など）
※営業時間短縮（休業）の期間、変更前後の営業時間、カラオケ設備・酒類提供の取扱い等が分かるもの
- ⑧売上高が確認できるもの ※売上高方式で下限額を申請する場合は不要
 - ・令和2年（2020年）又は令和元年（2019年）の事業年度の確定申告書の写し
 - <法人>
 - 法人税の確定申告書別表一の控え
 - 法人事業概況説明書の控え（両面）
 - <個人>
 - 所得税の確定申告書第一表の控え（青色申告、白色申告）
 - 青色申告決算書の控え（1枚目、2枚目）※青色の場合のみ
 - ・飲食業売上高等が記載された令和3年8月分及び9月分の売上帳簿の写し
- ⑨振込先の通帳（見開き部分）等の写し（※注2）

⑩本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証等）の写し（※注2）

⑪酒類又はカラオケ設備を提供していることが分かる資料（メニュー表の写しなど）（※注1）

※通常午前5時～午後8時までの間に営業し、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は必ず提出してください。

・（※注1）の書類については、期間 A・B（5/8～6/13）又は期間 C（6/14～20）分の支給を受けている場合、提出不要です。

・（※注2）の書類については、早期支給分を申請している場合、提出不要です。

Q3-5. 売上帳簿等の写しはいつ時点のものを提出すればよいか？

A. 協力金の算定に使用した年（令和2年（2020年）又は令和元年（2019年））8月及び9月の売上帳簿等の写しを提出してください。

なお、売上高減少方式の場合は、令和3年（2021年）の8月及び9月の売上帳簿等の写しも必要です。

Q3-6. 内観写真は何を撮影すればよいか？

A. 適切な感染防止対策（Q2-16参照）を行っていること及び店内の様子が分かるよう、複数枚提出してください。

Q3-7. 新規開店特例のため確定申告書等の公的書類がない場合、売上高はどのように証明するか？

A. 前年又は前々年に所得税の確定申告義務がなかった個人事業者については、住民税の申告書の控えなどの代替書類により、売上高を確認します。

Q3-8. 申請書類はどこで手に入るか？

A. 県ホームページ上で入手できるほか、県行政県税事務所、各市町村、商工会及び商工会議所の窓口で配布しています。

Q3-9. 合併・法人成り・事業承継した場合、新規開店特例を適用するのか？

A. 合併等の前後で事業の継続性が認められる場合（店舗名や所在地の変更等がない等）、合併前の売上高を基に申請が可能です。その際は、以下のような書類を提出してください。

合併の場合・・・履歴事項全部証明書

法人成りの場合・・・履歴事項全部証明書、法人設立届出書

事業承継の場合・・・個人事業の開業・廃業届

※事業の継続性が認められない場合には、新規開店特例を適用してください。

Q3-10. 営業許可者と申請者が異なる場合も申請は可能か？

A. 原則として、営業許可名義人に申請していただきます。

なお、転居、結婚等による改姓、相続、法人名変更、法人合併・分割などにより、営業許可書に記載されている住所・氏名・法人名が申請者と異なる場合には、名義が異なる経緯を確認できる書類のコピーを添付してください。（戸籍謄本、法人設立届、法人登記事項証明書など）

【4 審査・支給について】

Q4-1. 協力金はどのくらいで支払われるか？

A. 早期支給については、申請書類の受付から概ね1週間を目途に順次指定の口座へ振り込む予定です。

本申請については、申請書類の受付から、概ね1ヶ月程度で指定の口座に振り込む予定です。

なお、申請書等に不備がある場合があり、内容の補正や追加書類の提出が必要な場合には別途期間を要しますので、予めご了承ください。

Q4-2. 支給決定又は不支給決定となった場合はどのように連絡があるか？

A. 支給又は不支給が決定した場合には、「審査事務局」から通知を発送します。

【5 その他】

Q5-1. 協力金は課税対象か？

A. 時短要請協力金は事業所得に区分されるため、課税対象であると考えられます。詳細は、お近くの税務署へご確認ください。

Q5-2. 時短営業（休業）の実施状況をどのように確認するのか？

A. 協力金の本申請時に、営業時間の短縮（休業）を告知したことがわかる書類（例：ホームページ、店頭ポスター、チラシ）添付していただき、当該内容で確認します。

なお、要請期間中には、適宜見回りを行って確認していきます。